

業庫第6号(例)  
2023年2月13日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」等の一部改正に関する件

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)の施行等に伴い、下記1.に掲げる諸規程の一部を別紙1および2のとおり改正し、2023年2月20日から実施することとしましたので、通知します。

なお、改正の概要は、下記2.のとおりです。

記

1. 改正対象規程

- (1) 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続  
(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊) . . . . . 別紙1
- (2) 日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続  
(昭和57年3月8日付国丙第19号) . . . . . 別紙2

2. 改正の概要

- ① 供託書等における供託者等の住所氏名にかかる代替事項の記載可能化
  - 民事訴訟手続において、申立て等をする者またはその法定代理人の住所氏名等が当事者に知られることによってこれらの者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該住所氏名等の全部または一部を秘匿する旨を決定することができることとされました。この場合、裁判所は、秘匿対象者の住所氏名等に代わる事項(代替事項)を定め、裁判手続において当該事項を記載したときは、真の住所氏名等の記載は不要とされました。
  - 裁判上の保証供託等において、供託者または被供託者につき上述の秘匿決定があった場合には、供託書または供託有価証券寄託書に代替事項が表示され提出を受けることとなるため、関係規程にその旨を付記する

改正を行いました。なお、代替事項が表示されている場合であっても、供託書または供託有価証券寄託書の取扱いに変更はありません。

—— 代替事項は、住所については「代替住所A」、氏名については「代替氏名A」のように記載されます。

② 供託書への契印の不要化

- 供託書が2枚以上にわたる場合の契印または文様の打抜きについて、供託書の下部に特定の記号・番号およびページ番号・総ページ数を印字することにより、これを不要化することとなりました。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口 6 1. (1) の注意事項 (右ページ) ③ (注) 2. の次に次の 3. を加える。
  - 3. 供託者または被供託者の住所または氏名について、民事訴訟法第 133 条第 1 項に基づく秘匿決定があった場合には、供託者の住所氏名欄等において、これらに代わる事項 (住所については「代替住所 A」、氏名については「代替氏名 A」等) が記載される (訴訟関係等の担保または保証として供託された場合等)。



「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」中一部改正

- 窓口4 1. (1) の注意事項 (113 ページ) ④ (注4) の次に次の (注5) を加える。

(注5) 供託者の氏名について、民事訴訟法第133条第1項に基づく秘匿決定があった場合には、供託者欄において、これに代わる事項(「代替氏名A」等)が記載される(訴訟関係等の担保または保証として供託された場合等)。

- 窓口4 1. (1) の注意事項 (115 ページ) ①を次のとおり改める(全面改正)。

① 【供託書の記載例】

供託書 (営業保証) (注1)						
申請年月日	令和3年10月7日			法令条項	(略)	令和3年度証第15号
供託所の表示	〇〇地方法務局〇〇支局			供託の原因たる事実	(略)	
供の氏 託住名 者所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 上野利男					
官名ひ等 序称件 の及名	〇〇県知事免許番号(1)50号					
供 託 有 価 証 券						
符 号	名 称	枚 数	(注2) 総額面	券面額(注2) 回記号及 び番号	附属利賦札及 び最終の渡期	備 考
	〇〇株式会社 株券	30	1,500,00	伍万円券 A 自 00011 至 00040		上記供託を受理する。 供託有価証券を令和3年10月14日までに 日本銀行〇〇代理店における供託所口座に 納入された。同日までに納入しないときは、 この決定は効力を失う。 令和3年10月7日 〇〇地方法務局〇〇支局 供託官 高山 徹 
	〇〇株式会社 株券	7	0	弐千株券 B 自 000041 至 000047		
	〇〇株式会社 株券	80	4,000,00	壹百株券 C 自 000051 至 000130		
	計	117	5,500,00			上記供託有価証券の受入を証する。 年 月 日 日本銀行 

有価証券の要項

納入期限

供託受理欄

供託官  
(届出の印鑑票  
どおり記名、  
押印される)

(注1) 右下部に特定の記号および番号ならびにページ番号および総ページ数が印字される。

(注2) 1. 外貨債の場合は、外貨額で記載される。

2. 額面表示のない有価証券（無額面株券等）の場合は、総額面欄には「0」、券面額等欄には券面ごとの株数等が記載される。

（注3）有価証券に付属書類が添付されている場合は、「譲渡証券〇通添付」等と記載される。

（注4）供託者または被供託者の住所または氏名について、民事訴訟法第133条第1項の決定に基づく秘匿決定があった場合には、供託者の住所氏名欄等において、これらに代わる事項（住所については「代替住所A」、氏名については「代替氏名A」等）が記載される（訴訟関係等の担保または保証として供託された場合等）。